

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年11月15日認可した。

令和3年11月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）籠池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）聖池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）田村池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）三条新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）宮池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）立外地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）高柳地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）岸ノ上地区